

# 産後ケア事業のご案内

出産後は心身ともに不安定になりやすい時期です。

安芸太田町では、日々の育児を行う上での不安や悩みを少しでも解消し、安心して育児ができるサポートの一部として「産後ケア事業」を行っています。



## 【対象者】

安芸太田町に住民登録がある、産後ケアを必要とする出産後1年未満のお母さんと赤ちゃん

## 【サービス内容】

お母さんと赤ちゃんが、専門職（助産師等）からの支援を受けることができます。

- ・お母さんの心身の健康状態のチェック・ケア
- ・乳房管理（おっぱいケア）
- ・授乳や沐浴についての相談・指導
- ・乳児の発育・発達のチェック
- ・そのほか育児の相談や助言



## 【サービスの種類】

宿泊型		施設に宿泊してサービスを受ける
通所型	通常型	施設へ行きサービスを受ける
	短時間型	
居宅訪問型		自宅に訪問してもらいサービスを受ける

## 【利用可能な施設】

※利用可能な施設は変更になることがあります

宿泊型 ※順不同			
施設名	所在地	施設名	所在地
たから助産院	広島市安佐南区中須	ゆりかご助産院	福山市南本庄
夕陽ヶ丘助産院	呉市海岸	Hara 助産所	安芸高田市吉田町長屋
シャローム助産院	東広島市高屋町溝口		

通所型 ※順不同			
施設名	所在地	施設名	所在地
たから助産院	広島市安佐南区中須	しおり助産院	福山市神辺町上御領
夕陽ヶ丘助産院	呉市海岸	ゆりかご助産院	福山市南本庄
シャローム助産院	東広島市高屋町溝口	Hara 助産所	安芸高田市吉田町長屋
すばこ助産所	世羅郡世羅町黒川	助産院よりと	安芸高田市吉田町川本
助産院はぐ	東広島市高屋高美が丘	ゆい助産院	広島市安佐北区可部
ポポラス助産所	庄原市川手町	中尾助産所	三原市下北方二丁目
うさぎ助産院	広島県大竹市黒川	虹いろ助産院	広島県竹原市竹原町
阿賀野助産所	福山市春日町浦上		

## 【利用時間・料金・回数等】

事業種別	利用時間帯	利用料金*			利用回数（上限）
		課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯	
宿泊型*	10:00～17:00	2,500円 (1,000円)	1,500円 (500円)	0円 (0円)	合計7日(回)まで 利用の初日と最終日はそれぞれ1日とカウントし、最大6泊7日利用可能です（宿泊数を分けて利用可能）。1泊2日からの利用可。
通所型	通常型*	1,500円 (750円)	1,000円 (500円)	0円 (0円)	
	短時間型	10:00～17:00の間で 2-3時間	1,000円 (500円)	500円 (250円)	
訪問型	平日9:00～17:00で 2時間程度	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	

\*宿泊型は1日3食、通所型（通常型）は1回1食、お母さんへの食事の提供があります。

食事代は利用料金とは別途かかり、自己負担となります。

\*利用料金の（ ）内は、多胎児の場合の追加料金（1児毎）です。

\*施設ごとに別途利用料がかかる場合があります。

## 【利用方法】

まずは、利用したい旨を保健師にご相談ください。

- ① 「安芸太田町産後ケア事業利用（変更）申請書兼情報提供同意書」を記入し、健康福祉課へ提出
- ② 承認後、利用施設から日程など相談の連絡があります

## （留意事項）

- ・キャンセルの場合には利用予定日の前々日9時までに利用施設に連絡をしてください。連絡がない場合はキャンセル料（5,000円）を利用施設等にお支払いいただきます。
- ・施設までの送迎はありません。持参物等は、施設からの連絡の際にご確認ください。
- ・利用回数の上限まで同じサービス（施設）を利用する場合は、実施施設へ直接ご連絡ください。
- ・前回と別のサービス（例：宿泊型→通所型、宿泊A→宿泊B）を利用する場合は、健康福祉課へご連絡ください。
- ・利用日数や希望する利用サービスを変更・追加する場合は、再度申請書を提出してください。

## （申請に必要なもの）

安芸太田町産後ケア事業利用（変更）申請書兼情報提供同意書

母子健康手帳

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

市町村住民税額を証明する書類（事業対象年度の1月1日現在で安芸太田町に住所がない場合）

非課税証明書 給与所得等にかかる町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書等

※生活保護世帯の方は、被保護者証明書



★子育てをサポートする場所や事業があります

### 【子育て支援センター】

安芸太田町の子育て支援の拠点。気軽に遊びに行ける場所です。リフレッシュ支援・親子遊びの教室などイベントもあります。

### 【すこやか相談】

月に1回、子育て支援センターに保健師・歯科衛生士が伺い、身体測定、発育や食事・歯に関する相談などを行っています。

### 【保健師の訪問・電話相談】

赤ちゃん訪問など、ご相談内容に応じてお伺いします



## 【申請・問い合わせ先】

安芸太田町 健康福祉課（親子相談支援センター）

安芸太田町下殿河内236番地

TEL：(0826) 22-0196/25-0930

メール：[kenkofukushi@town.akiota.lg.jp](mailto:kenkofukushi@town.akiota.lg.jp)